

第 11 期羽村市環境審議会第 3 回 会議録	
日 時	令和 5 年 8 月 7 日（月曜日）午後 1 時 3 0 分～4 時 1 0 分
会 場	西庁舎 3 階 庁議室
出席者	【委員】 福嶋司、山下敬一、松崎博満、金子義行、三條聡、笹原千恵、小作優太郎、二瓶弘美、高田秀重、黒瀬淳美 【事務局】 産業環境部長、環境保全課長、環境保全係長、環境保全課主査
欠席者	なし
議 題	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 （1） 市民アンケート・事業者アンケート・環境座談会について （2） 都市環境分野について （3） 地球環境分野について 4 その他 「2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明」について 5 閉会
傍聴者	1 人
配布資料	【資料 1】 市民アンケート・事業者アンケート・環境座談会について 【資料 2】 都市環境分野について 【資料 3】 地球環境分野について 【追加資料】
会議の内容	1 開会 2 会長あいさつ （会長） 本日は、前回会議でご審議いただいたアンケートや環境座談会の内容についての報告や基本施策の各論についてご審議いただくこととなるので、忌憚のない意見をいただきたい。 （会長） 本日の傍聴希望者はいるか。 （事務局） 傍聴希望者は 1 人いる。 3 議事 （1） 市民アンケート・事業者アンケート・環境座談会について （会長） はじめに、議事の（1）「市民アンケート・事業者アンケート・環境座談会について」を議題とする。事務局から説明をお願いする。 ＜事務局から資料 1 に基づき説明＞ （会長） 事務局からの説明が終了した。市民アンケート・事業者アンケート

	トについては、次回の審議会までに報告書が委員に示されるということである。事業者アンケートについては、企業活動支援員の訪問活動先を加えたということだが、何社くらいあるのか。合計で 130 票の回答状況ということだが、母数はわかるか。 （事務局）企業活動支援員の訪問活動先の母数は把握できていない。担当部署に確認する。 （会長）他に意見はあるか。 （委員）環境座談会に参加した方の年齢層、職業がわかれば教えてほしい。 （委員）グループワークについては、どのようなグループで実施したのか。年代などを考慮したグループ分けだったのか。 （事務局）年代、職業は様々であり、すでにリタイアされた方で環境活動や公園ボランティアの活動をされている方やアルバイトをされている方などがいた。20 代～30 代 5 人、40 代～50 代 3 人、60 代～7 人であった。グループ分けについては、グループの中に各年代がいるように設定した。年代を超えて、活発な意見交換ができていた。 （会長）環境座談会での意見を資料に記載していただいているが、その意見の中身を読み取って、計画策定に生かしていけるとよいと考える。ほかに意見等はあるか。 （委員）環境座談会の意見にあった「緑化の間伐イベント」のようなものは、羽村市商工会に加盟している事業所や羽村市商工会青年部などと協力してイベント化ができるとよい。幅広い世代などに興味を持ってもらい、事業実施に際しても、様々な主体と連携して実施できると思う。 （委員）今回の環境座談会には、私も参加した。取り扱ったテーマは良かったと思うが、今は、地球温暖化対策に待ったなしの状況でもあるので、環境問題については、より厳しい視点で考えていく必要があると思う。とても厳しい状況であることをより周知していかなければならないと思う。 （会長）環境座談会のような市民の意見を取り入れるという機会はとても有意義であると思う。内容に磨きをかけながら、継続していけるとよいと考える。 （委員）市民アンケートについては、現時点の回収数（369 票）、回収率（30.8%）が記載されているが、当初の予定では、どのくらいの回収率を見込んでいたのか。また、環境座談会の参加人数としてはどのように見込んでいたか。 （事務局）アンケートは 1,200 人を対象としており、回収率は 33%を目指していた。まだアンケートは返信があるため、目標値はおおむね達成できるのではないかと考えている。環境座談会については、参加者を確保するのは厳しい状況であった。環境活動をされている団体の方や公園ボランティアをされている方などへ直接、参加を呼び掛けた結果、15 人の方にご参
--	--

	加いただいた。小規模ではあったが、様々なご意見を伺うことができた。 （委員）環境座談会の中では、公園の管理についての意見があったようであるが、公園管理については、令和 5 年 4 月 1 日から指定管理者制度が始まっているので、指定管理者へも意見を伝えられるとよいと思う。 （委員）地球温暖化や環境問題については、若い人はもっと怒っていただきたい。今後、地球がもっと大変な時期を迎えることになる。若い人はその大変な時代を生きていくことになるので、もっと様々な意見を言っていただきたい。 （委員）環境座談会は、様々な年代の方が集まって意見交換ができたので、よい取り組みであったと思う。近年はコロナ禍ということもあり、なかなか大人数が集まって事業に参加するなどの機会も多くなかった。これから、環境問題に触れるイベントや交流事業などを再開していけるとよいと思う。 （委員）環境座談会では水がおいしいという意見もあった。このような意見が出る要因というのはわかるか。 （事務局）羽村市では、都内では数少ない独自水源により水道事業を展開している市である。地下水をくみ上げ、高度浄水処理をして市内に給水している。 （委員）水道水については PFAS の測定はしているか。 （事務局）水道水については PFAS の測定をしている。 （会長）この環境座談会は今後も定期的に開催していくのか。 （事務局）現時点では開催は考えていない。日ごろから市民と交流し、意見交換や情報収集などの機会は貴重なものになると感じた。 （会長）市民と市の連携は今後にも必要になってくるだろう。 （2）都市環境分野について （会長）次に、議事の（2）「都市環境分野について」を議題とする。事務局から説明をお願いする。 ＜事務局から資料 2 に基づき説明＞ （会長）事務局からの説明が終了した。まずは基本施策①について意見等はあるか。 （委員）「基本施策①地域環境の保全」とあるが、市民の生活に密着している内容でもあるので、「生活環境の保全」としても良いと思う。 （委員）「めざす環境像」に「典型 7 公害」と記載があるが、7 種類を知らない市民が多いと思うので、7 種類記載してはどうか。一般市民が計画書を見たときに具体的にどのようなことを示しているかがわかるような表現や標記であるとよいと思う。 （委員）PFAS については、都内にある井戸の近隣住民の血中濃度を計測し
--	--

たような報道もあり、市民の関心を集めている。報道では、横田基地での泡消火薬剤による土壌汚染の可能性が指摘されている。環境局や水道局などと連携を強化していくことも大切だと思う。

（委員）空き家問題については、崩壊の危険性や枯れ草などが放置されることによる火災の危険性などがあるため、市民も関心がある事象だと思う。

（委員）市内には大きな工業団地があり、公害については、事業所も市民も敏感であると思う。法基準値は満たしているが、市民からの「お願い」ベースでの相談などもあると思う。事業者と市民のどちらの立場もあるので、市としては公正な態度で臨んでいただきたいと思う。

また、市内に、「ごみ屋敷」と呼ばれるようなものはあるか。

（事務局）公害対策については、法令に則り、厳正に、公正に対処していく。また、「ごみ屋敷」については、例えば害虫が多く発生しているような不衛生な状況にある住居は把握していない。一方、ご自身の自宅敷地内に、様々なものを陳列している住宅は存在する。見る人によっては「ごみ」として捉える方もいるが、おそらくご本人としては、価値のあるものとして収集しているのではないかとと思われる。衛生上は特段周囲に迷惑をかけている状況ではないが、市としては状況を注視していきたいと考えている。

（委員）工業団地の事業所などで、化学物質を使用しているなどの状況は把握しているか。

（事務局）都条例において、適正管理化学物質を年間 100kg 以上取り扱う事業所に使用量等の報告が義務付けられている。

（委員）仕事上、隣の敷地の庭木の管理が行き届いていなくて、虫が多く発生しているような状況を目にすることがある。これは公害と呼ぶものになるのだろうか。公害とは分類しないのであれば、公害以外にも、地域環境の中で、他人へ悪影響を及ぼしているものもあると思う。

（事務局）枝の越境、樹木繁茂による虫の発生のレベルであれば、「公害」ではなく「日常生活に起因する問題」として取り扱っている。

（会長）どのような事象が「公害」や「日常生活に起因した問題」なのかわかるような記載がよいと考える。次に、基本施策②について意見等はあるか。

（委員）捨て看板、置き看板など種類は様々あるが、旗が風になびいて、歩道側にはみ出しているような事業所もあり、事故が発生した状況も目にしたことがあるので、ルールを守ることが大切である。

（委員）景観についての条例などはあるか。

（事務局）自然景観や都市景観については、「羽村市美しいまちづくり基本条例」において規定している。具体的な制限をかけているものではない。何か争いごとが起きたとしても、当事者同士の主観について争うこととなる。

	(会長) 景観については、個人の感覚によるものが多分に影響する。誰が見てもおかしいというものもあるだろうが、判断するのはとても難しい問題である。次に、基本施策③について意見等はあるか。 (委員) 羽村市には動物愛護の担当部署の設置や動物愛護を推進する管理担当者はいるか。法律では動物愛護推進員の設置が努力義務に改正されたと思う。 (事務局) 市では動物愛護に関する事務を環境保全課が担当している。動物の愛護及び管理に関する法律の動物愛護推進員の規定が令和元年に努力義務に改正され、東京都が委嘱している。 (委員) 猫も愛護動物であると思うが、猫の飼い方について市からお知らせしているようなことはあるか。 (事務局) 猫の飼い方については、環境省がガイドラインを策定しており、市からもそのガイドラインに基づきお知らせしている。 (委員) 猫についても「現状と課題」に記述があるとよいと思う。 (会長) ペットの飼い主に対してももう少し具体的でわかりやすい記述になるとよいと思う。また、「主な取組」の事業者等については、主にペットの「販売者」に対する内容となるので、「販売者」のことを明確に記述できるとよいと思う。 (委員) 狂犬病予防注射の接種率はどのくらいか。この接種率が数値目標となるのか。 (事務局) 接種率は80%前後で推移している。犬の登録数は令和4年度末で2,433頭である。都内23区26市においても、接種率80%は平均よりも高く5位以内には入っている。数値目標としては接種率も候補の一つである。犬の登録率については、全頭登録が原則である。また、接種率についても100%を目指していくものとなる。 (会長) 次に、基本施策④について意見等はあるか。 (委員) 資源循環型社会の実現に向けては、市や事業所の3Rの取組はとても重要であると考えます。市はどのように取り組んでいるのか。 (事務局) 羽村市は家庭ごみの分別収集を、紙類、空き缶、空き瓶、容器包装プラスチック、金属、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、燃やせるごみ、燃やせないごみなど17種類に分別している。市民の皆様には「分ければ資源」という視点をもって取り組んでいただいている。 (委員) 3Rの中でのリデュース（発生抑制）が重要である。リサイクルするにしても、そこでエネルギー負担がかかる。ペットボトル1本リサイクルするにしても二酸化炭素を140g、水平リサイクルするにしても80g排出する。プラスチック製品の使用量を減らしていく施策が必要であり、市のスタンスとしても示していく必要があると思う。例えば、公共施設に給水器を置いて、マイボトルを推奨するなども考えられる。
--	--

(委員) 戸別収集により便利になったが、弊害もあると思う。以前は町内会単位のような形態で管理していた。近年は、町内会加入率も下がっている。町内会など、近所との付き合いはいろいろな面で大事な部分があると思う。

(委員) 「主な取組」の事業者等に「農業従事者」が見えてこない。農作物の地産地消についても記述があるとよいと思う。

(会長) 市内ではバイオ発電も行っている事業所があるので、取組として示してもよいと思う。

(委員) 生ごみの堆肥化などは実施しているのか。

(事務局) 生ごみ堆肥化講習会として実施している。

(委員) 環境座談会の意見にもあったように、分別した後、どのようにリユースやリサイクルされるのかを知りたい。市民が一生懸命分別しても、実はそのまま燃やされているのではないかと思っている市民もいる。せっかく市全体で取り組んでいるので、どのようなゴールがあるのかをわかるようにお知らせしてもらえると、市民も取り組む気持ちが出てくると思う。

(会長) とても大切な視点であると思うので、ぜひ検討していただきたい。記述全体的には、より具体的にわかるような記述を心がけていただきたい。そうすることで市民等・事業者等へ伝わることも多くなると思う。

(3) 地球環境分野について

(会長) 次に、議事の(3)「地球環境分野について」を議題とする。事務局から説明をお願いする。

＜事務局から資料3に基づき説明＞

(会長) 事務局から説明が終了した。基本施策①について意見等はあるか。

(委員) 再生可能エネルギーの説明として、「空気熱(ヒートポンプ)」とあるが、どのようなものか一般市民にはわかりづらいので、具体例を提示するなどしてわかりやすい表現にしてほしい。

(会長) 「再生可能エネルギーの活用」や「再生可能エネルギー設備を導入」という表現についても、具体的にどのようなことなのか、一般市民でもわかるような表現にできるとよい。

(委員) 羽村市は工場地帯の規模が大きいので、工場の屋根などに太陽光パネルを設置することができると、エネルギーの地産地消にもつながるかもしれない。また、市内には多摩川が流れているので、小水力発電について研究を進めてもよいと思う。玉川上水もあるため、構造物の設置には課題もあると思うが、前に推し進めていくことも必要だと思う。例えば、浜松市の取組を参考に、羽村市が新電力会社を設立してもよいと思う。

(委員) 基本施策では「再生可能エネルギーの有効活用」とあるが、「有効活用」ではどのようなことかイメージが湧きづらいので、具体的な使用に

ついてを強調して記述できるとよいと思う。小水力発電についても研究してもよいと思う。

（会長）将来的に実現可能かどうかについてもよく検討する必要がある。羽村市では AZEMS プロジェクトもあり、再生可能エネルギーを活用した公共交通システムが稼働している。「電気バスはむらん」が稼働していることをさらに周知していくとともに、発展させていく姿勢を持つことも大切であると思う。市がこれからどのようにしていくのか、意思表示を示していくことも必要である。

（委員）西多摩衛生組合でも熱源を利用した発電をしているが、その電力はどこに使用しているのか。

（事務局）西多摩衛生組合でゴミを焼却した熱を利用した電力は、自家消費している。

（会長）次に、基本施策②について意見等はあるか。

（委員）電気自動車も含めて ZEV（ゼロエミッションビークル）は市内で、どのくらい普及しているのか。

（事務局）市域にある電気自動車の台数などは把握していない。自動車登録事務などは国や都が担当している。羽村市役所における電気自動車の台数は、公用車 71 台中、16 台が電気自動車である。加えて、水素自動車も 1 台ある。

（委員）コミュニティバスを電気バスにすることでの二酸化炭素排出量の削減効果などは算出しているか。

（事務局）電気バスが走行しているルートは 1 路線であり、ディーゼルバスとのエネルギー消費量の比較を行ったことはない。

（委員）大きい工場は本社工場なども含め事業所として設備投資も行いながら取り組んでいくと思うが、家庭ではどのような内容に取り組めるのか。家庭によっても状況が違うため、一概に示すことは難しいと思う。高効率の家電製品に買い替えることも一つの手法であるが、買い替えのタイミングもある。一般家庭では、窓から入る熱、窓から出ていく熱の量が圧倒的に多い。その窓を断熱化することで、省エネ効果が生まれるので、費用は掛かるが、身近で取り組める内容であると思う。また、自動車ではなく、自転車を交通手段にすることで、ZEV（ゼロエミッションビークル）と同様の効果も生まれると思う。自転車が走りやすい道路を整備することで、日常生活から省エネ化が図られ、健康増進にもつながると思う。

（会長）「主な取組」は一般論として記載されているので、具体的にどのようなことなのか分かりづらい部分があるので、多くの市民が見てもわかりやすい記述がよいと思う。また、将来的にどのように進めていくのか、今後に向けた姿勢が見えてくる記述であるとよいと思う。

（委員）市内の工場に廃棄物から合成燃料（バイオ燃料）を精製するよう

な企業はあるか。エネルギーの地産地消化が図れると、化石燃料に由来した電気使用量を減らすことができると思う。

（事務局）合成燃料を精製するような企業は把握していない。

（委員）電気自動車に乗り換えることは、経済的な負担も大きく、また、電気自動車を造る工程においても環境負荷がかかる。合成燃料を使用する方が、全体的な環境負荷の低減につながることもある。

4 その他

（会長）次に、その他「2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明」について事務局から説明をお願いします。

<事務局から追加資料に基づき説明>

（会長）事務局からの説明が終了した。意見等はあるか。

（委員）<委員が持参した二酸化炭素排出実質ゼロに関する参考資料を配布し、委員が内容を説明した>世界各地で熱波・干ばつや大規模な森林火災などがあり、日本においても、記録的な猛暑や集中豪雨などが多発している。このまま地球温暖化が進行すると、市民生活にも大きな影響が出るのが予想される。国際連合のグテーレス事務総長は「地球沸騰化の時代に入っている」とコメントしている。地球温暖化・気候変動に対する危機感を市民等・事業者等と共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むため、「気候非常事態」を宣言し、2050年までに「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す必要がある。

（会長）事務局からの資料によると都内でも多くの自治体が表明している。先ほど委員からも積極的に取り組むべきという旨の意見があったが、ただ表明をするということだけではなく、実としてどのように取り組んでいくかが重要な点であると思う。

（委員）羽村市でこれまで表明していなかった理由は何かあるか。

（事務局）これまでも検討しており、宣言のタイミングを探っていたところである。表明することだけを目的とするのではなく、実際に二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取り組みとしては、どのようなことを施策として展開していけるか、実を伴ったものにしなければならないと考えていた。そのような中、（仮称）第二次羽村市環境とみどりの基本計画を策定するタイミングがよい機会と捉え、環境審議会のご意見を伺いたく提案させていただいた。

（委員）表明するには様々なハードルもあると思うが、積極的に取り組んでいくという姿勢を表明することも大切であると思う。

（委員）委員の意見に賛成である。まさに今取り組んでいく内容であると思う。世界の海水温度が過去最高になったと報道があった。単に温度が高

くなっただけではなく、台風の発生頻度が高くなり、強大化していくとも言われている。また、海洋が大気から二酸化炭素を吸収する能力も落ちていくこともあり、もう後戻りできない状況にあると思う。ここで宣言を出すべきだと考える。施策の展開が定まっていないから宣言しないということではなく、宣言して走りながら考えていくということもよいと思う。

（委員）宣言を出すべきであると思う。政府も取り組みを進めてはいるのだろうが、目標を明示化したという段階であると思う。2050年にどのような技術があるかまだわからない。しかし、2030年については、どのような手法によって達成するか検討できると思う。宣言をすることで2030年の目標に向けてフォーカスできると思う。

（会長）多くの委員から「積極的に進めるべきだ」という意見があった。ただ、宣言をするということは、具体的な取組内容を示して、極力実現に近づけていくということが必要であるので、その点も踏まえて検討していただきたい。

5 閉会

（会長）大変活発な議論ができたと思う。次回もよろしくお願いいたします。